

成城法学

9

論 説

給付利得の当事者決定基準 (二)

——三者不当利得の場合——

……………四宮 和夫

いわゆる満足の仮処分と本案訴訟 (二・完)

——最高裁昭和54年4月17日

判決を機縁として—— …野村 秀敏

アメリカにおける

サーシオレイライ発展の基盤

——刑事裁量上訴に関する研究 (一)——

……………宮城 啓子

資 料

夫婦財産契約とその登記……………佐藤良雄

1981

5

月

成城大学法学会



成城法学第九号 目次 (昭和五十六年五月一日発行)

論 說

給付利得の当事者決定基準 (二).....四宮和夫.....1

——三者不当利得の場合——

いわゆる満足的仮処分と本案訴訟 (二・完).....野村秀敏.....35

——最高裁昭和五四年四月一七日判決を機縁として——

アメリカにおけるサーンオレイライ発展の基盤.....宮城啓子.....85

——刑事裁量上訴に関する研究 (一)——

資 料

夫婦財産契約とその登記.....佐藤良雄.....117

成城大学法学会規約.....213

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

成城大学法学会

会 長 中川 和 彦		
監 事 石川惣太郎	井上正蔵	
評議員 舩場淳子	浅見公子	井上 明
大隈 宏	*大須賀 虔	大沼邦弘
*奥山明良	恩田 裕	金沢公子
河野 護	小松 博	今野裕之
佐藤文夫	*佐藤良雄	四宮和夫
庄 政志	新山一雄	*杉山隆彦
寿田竜輔	滝沢聿代	戸松秀典
野村秀敏	*本田純一	丸山愛子
三藤 正	村山啓子(宮城)	安田一郎
矢田俊隆	山内 進	横川 新

* 雑誌編集委員

成城法学第 8 号 目次

(昭和55年12月25日発行)

論 説

給付利得の当事者決定基準 (一) ——三者不当利得の場合——	四宮 和夫…… 1
社会主義法にいわゆる合理化提案	石川惣太郎…… 25
いわゆる満足の仮処分と本案訴訟 (一) ——最高裁昭和54年4月17日判決を機縁として——	野村 秀敏…… 47
EEC vs. ACP ——第二次ロメ協定締結交渉過程の分析——	大隈 宏…… 81
小規模閉鎖会社における取締役の解任	今野 裕之……131

成城法学 第9号

昭和56年4月20日印刷
昭和56年5月1日発行

発行責任者 中川和彦
編集者 成城大学法学会
発行者 成城大学法学会
東京都世田谷区成城6-1-20 (〒157) TEL 482-1181 (代)
印刷所 白鷺舎印刷工業株式会社 東京都江東区白河1-4-11 (〒135)

ISSN 0386-5711